



生活機能評価表

Life Inventory to Functional Evaluation

version 0.5.5 (pilot version)

スコアリングマニュアル

Part I : 生命維持機能

※このパートでは、呼吸器感染および発熱の既往、呼吸機能、摂食・嚥下機能、消化・排泄機能、睡眠・意識機能について評価します。

※データが算出できないので、すべての項目について教えてください。

※評価は、診療記録からの情報収集、評価者の観察、および保護者や介護者からの聞き取りによって行います。

※各項目の採点基準にしたがって採点してください。

※評価開始から評価終了までの期間は2週間を上限とします。

A. 呼吸器感染および発熱の既往

1. 肺炎や気管支炎などの呼吸器感染になった回数

- (3) この1年間で0回
- (2) この1年間で1回
- (1) この1年間で2回
- (0) この1年間で3回以上

※この1年間で抗生剤による治療（輸液を含む治療）を必要とした肺炎や気管支炎などの呼吸器感染になった回数。

※1回の呼吸器感染が治癒しない間に、新たに呼吸器感染が発症した場合には、回数は加算されず1回となる。

2. 39.0℃以上の高熱が出た回数

- (3) この4か月間で0回
- (2) この4か月間で1回
- (1) この4か月間で2回
- (0) この4か月間で3回以上

※呼吸器感染や消化器感染、尿路感染等の感染症に伴う発熱を評価対象とし、明らかなこもり熱や筋緊張亢進による発熱は評価対象としない。しかし、誤嚥が疑われる発熱を含め、何らかの感染が疑われるような原因が不明確な発熱は評価の対象とする。

※熱が下がりきらない間に、再度高熱が出た場合には、回数は加算されず1回となる。

B. 呼吸機能

3. 動脈血酸素飽和度(SpO₂) モニターの使用頻度

- (3) 普段の生活において、動脈血酸素飽和度(SpO₂) モニターを使用することはない
- (2) 普段の生活において、毎日ではないが、動脈血酸素飽和度(SpO₂) モニターを使用することがある
- (1) 普段の生活において、1日に一定の時間、動脈血酸素飽和度(SpO₂) モニターを使用している
- (0) 普段の生活において、終日、動脈血酸素飽和度(SpO₂) モニターを使用している

※「普段の生活」とは、抗生剤による治療を必要とする感染症やそれに伴う発熱等により健康状態が損なわれていない状態にあり、かつ、日常的に過ごす場所での生活とする。

※「一定の時間」とは、夜間睡眠時や食事時などの生活上で区切られた連続した時間帯とする。

※(2)の例としては、分泌物の増加や筋緊張亢進により気道閉塞がある場合や、けいれん発作が頻回に起こりSpO₂をモニターしている場合など、毎日ではないが一時的にSpO₂をモニターすることがある状況が挙げられる。

※(1)の例としては、日中SpO₂をモニターする必要はないが、夜間睡眠時に無呼吸になる場合や、食事時にSpO₂をモニターするなど、毎日一定の時間、SpO₂をモニターすることがある状況が挙げられる。

4. 日中の動脈血酸素飽和度(SpO₂) モニターの値

- (3) 普段の生活において SpO₂ は 95%以上で安定している (SpO₂ が 95%未満になることはない)
- (2) 普段の生活において SpO₂ が 95%未満の状態となることがあるが 90%未満になることはない
- (1) 普段の生活において SpO₂ が 90%未満になることが、時々ある (10%未満)
- (0) 普段の生活において SpO₂ が 90%未満になることが、よくある (10%以上)

※夜間の動脈血酸素飽和度 (SpO₂) の値は評価対象としない。

※人工呼吸器または／と酸素投与による呼吸管理下でない状況での値を評価対象とする。

※人工呼吸器または／と酸素投与による呼吸管理を行っている場合、点数は (0) となる。

※(1)と(0)の判断基準は、SpO₂ が 90%未満になることが 30 分の間に 5 回以上または 30 分の間に 10% (3 分以上) あるか、ないかで判断される。30 分の間に 5 回以上または 30 分の間に 10% (3 分以上) ある場合、(0)となる。

※SpO₂ の低下が疑われるが、実際の値がモニターによって把握されていない場合があるかもしれない。その場合には、実際に計測し、その値を評価対象とする。

※SpO₂ の値は時間帯や日によって異なるかもしれない。その場合には、複数回の観察や確認に基づいて、回数や時間を平均して評価する。

5. 呼吸管理の程度

- (3) 普段の生活において人工呼吸器、酸素投与、気道確保 (エアウェイ、ポジショニング) によるいずれの呼吸管理も行っていない
- (2) 普段の生活において 1 日に一定の時間、気道確保 (エアウェイ、ポジショニング) による呼吸管理を行っている。しかし、人工呼吸器または酸素投与は行っていない
- (1) 普段の生活において 1 日に一定の時間、人工呼吸器と／または酸素投与による呼吸管理を行っている
- (0) 普段の生活において終日、人工呼吸器と／または酸素投与による呼吸管理を行っている

※人工呼吸器、酸素投与、気道確保 (エアウェイ、ポジショニング) による呼吸管理を評価対象とする。

※気管切開をしている場合、(1)とする。ただし、気管切開をしており、終日、人工呼吸器と／または酸素投与による呼吸管理を行っている場合、(0)とする。

※呼吸管理以外の目的 (変形・拘縮の予防等) で行っているポジショニング等は評価対象としない。

6. 日中の喘鳴の有無

- (3) 普段の生活において喘鳴はない
- (2) 普段の生活において喘鳴があるが、毎日はない
- (1) 普段の生活において喘鳴が毎日はあるが、常にはない
- (0) 普段の生活において喘鳴が常にある

※夜間の喘鳴の有無は評価対象としない。

※「喘鳴」とは、呼吸により吸気と呼気が気管を通る際につくられる音で、①痰や唾液、鼻汁、食物残渣が気道・喉頭・咽頭に貯留している時、②下顎の後退や舌根沈下、気管喉頭軟化、アデノイド肥大により気道が閉塞している時、③喘息により気管・気管支が狭窄している時などに喉や胸で聴かれる。

音の聴こえ方は原因や場所によって様々であり、「ヒューヒュー」、「ゼーゼー」、「ゼロゼロ」、「ゼコゼコ」、「ゲーゲー」、「ガーガー」、「ゴーゴー」と聴かれる。

7. 咳による分泌物の喀出機能

- (3) 咳によって口腔内まで分泌物を上げてくることができ、自ら吐き出したり、飲み込んだりして適切に処理できる
- (2) 咳によって口腔内まで分泌物を上げてくることのできる、しかし、自ら吐き出したり、飲み込んだりして適切に処理できない(口から出してあげることや口腔内の吸引を必要とする)
- (1) 咳をすることができる、しかし、口腔内まで分泌物を十分に上げてくることのできない(咽頭、気管の吸引や機器：カフアシストなどによる喀出補助を必要とする)
- (0) 貯留していても、全く咳はみられない

※ここでいう分泌物とは、痰や唾液、鼻汁を指す

※(1)と(2)の区別は、頻度の多い方を採点する。

※(0)と(1)の区別は、咳が少しでもできれば点数は(1)とする。

※まれに気管切開をしていても、ほとんど自力で痰を喀出できる場合がある。その場合、吸引や機器(カフアシストなど)による喀出補助を行うよりも自力で喀痰する方の頻度が高ければ(3)に該当するものとする。

8. 分泌物の吸引(または、排痰介助)を行う回数

- (3) 分泌物の吸引(または排痰介助)は行っていない
- (2) 1日に1回~5回、または、普段の生活では行っていないが感染等の時には吸引(または排痰介助)を行う
- (1) 1日に6回以上(1時間に1回未満)、吸引(または排痰介助)を行う
- (0) 1時間に1回以上、吸引(または排痰介助)を行う

※「排痰介助」には徒手による介助および機器(カフアシストなど)による介助を含む。

※痰の吸引(または、排痰介助)を行う回数は日によって異なるかもしれない。その場合には、複数回の観察や確認に基づいて、回数を平均して評価する。

※まれに痰や唾液、鼻汁、食物残渣が気道・喉頭・咽頭に貯留し、喉や胸のゼロゼロ、ゴロゴロといった喘鳴が頻回にあっても吸引や機器(カフアシストなど)による喀出補助が適切な回数行えない場合がある(必要な吸引回数より実際の吸引回数が少ない場合)。その場合、点数は(0)に該当するものとする。

C. 摂食・嚥下機能

9. 一日の必要量の栄養摂取に要する合計時間

- (3) 1日に3時間未満
- (2) 1日に3時間以上6時間未満
- (1) 1日に6時間以上
- (0) 1日に6時間以上かけても、必要量の栄養(カロリー)摂取ができていない

※栄養摂取の方法は問わない。(自力摂取、経管を含む)

※医師によって処方された必要量の栄養(カロリー)が摂取できない、または、体重が減少傾向にある場合は(0)となる。設定された栄養(カロリー)がダイエットの目的であり、体重が減少している等の特異な場合は、処方された範疇であれば、(0)とはならない。

10. 栄養摂取の方法

- (3) 栄養摂取はすべて経口による
- (2) 栄養摂取は経口と経管を併用している
- (1) 栄養摂取はすべて経管栄養による
- (0) 栄養摂取は経静脈栄養による

※「経管」には、鼻チューブ、胃瘻、腸瘻を含む

11. 固形物および半固形物の経口摂取における咀嚼・嚥下機能

- (3) 一口大のもの、きざみを含む食材を適切に食べることができる
- (2) 軟食(舌や歯茎で押しつぶせる)を適切に食べることができる
- (1) ペースト食または嚥下食を適切に食べることができる
- (0) いかなる食形態も適切に食べることができない

※「適切に食べる」とは、誤嚥や誤嚥が疑われる徴候がなく食べられる状態である。

※誤嚥が疑われるが明らかではなく、医学的に問題ないと判断されている場合、または経過観察中の場合、「適切に食べる」範疇として採点する。

12. 水分(液体)の経口摂取における嚥下機能

- (3) 水分(液体)を適切に連続飲みすることができる
- (2) 水分(液体)を一口ずつ適切に飲むことができる
- (1) 増粘剤によって調整された、または、ゼリー状の水分(液体)を適切に飲むことができる
- (0) いかなる形態においても適切に飲むことができない

※「適切に飲む」とは、誤嚥や誤嚥が疑われる徴候がなく飲める状態である。

※誤嚥が疑われるが明らかではなく、医学的に問題ないと判断されている場合、または経過観察中の場合、「適切に飲む」範疇として採点する。

D. 消化・排泄機能

13. 嘔吐の有無

- (3) 普段の生活において嘔吐はない
- (2) 周期的ではないが普段の生活において嘔吐することがある
- (1) 周期的に嘔吐（血性嘔吐でない）がある
- (0) 周期的に血性嘔吐がある

※「周期的」とは、ここでは1ヶ月間の内に繰り返される状況とする

※ここで言う周期性な嘔吐とは、いわゆる周期性嘔吐症（アセトン血性嘔吐症／自家中毒症）とは異なり、胃食道逆流症であることが多い。

14. 排便のコントロール

- (3) 普段の生活において内服薬を使わずに3日に1回以上、排便がある（問題となる便秘はない）
- (2) 普段の生活において内服薬を使って3日に1回以上、排便がある
- (1) 内服薬のみでのコントロールは難しく、浣腸等によって3日に1回以上、排便がある
- (0) 内服薬、浣腸等によっても排便が困難で摘便している、または排便は3日に1回未満である

※人工肛門（ストーマ）を増設している場合には、スコアは(0)となる。

※(3)と(2)の区別等、採点の判断は、頻度のより多い方を採点することとする。

E. 睡眠・意識機能

15. 睡眠機能

次の①～③のうち、1週間に2日以上あることが固定化している内容のものにすべてに○をつけ、その上で採点して下さい。

- ① 入眠困難がある（覚醒から睡眠への移行が困難であり、寝付くのに1時間かかる）
- ② 中途覚醒がある（睡眠の維持が困難であり、夜間に2回以上目覚める）
- ③ 睡眠一覚醒リズムの障害がある（睡眠が夜間にまとまっていない）

- (3) なし
- (2) ①～③のうち、1つ
- (1) ①～③のうち、2つ
- (0) ①～③のすべて

16. 意識機能

- (3) 大きな声で話しかけたり、体を大きく動かしたりするような強い刺激がなくても、覚醒した状態（目覚めた状態）を維持できる
- (2) 覚醒した状態を維持することに困難さがあるが、大きな声で話しかけたり、体を大きく動かしたりするような強い刺激があれば覚醒できる

- (1) 覚醒した状態を維持することに困難さがあり、大きな声で話しかけたり、体を大きく動かしたりするような強い刺激があっても覚醒できる時とできない時がある
- (0) 覚醒した状態を維持することに困難さがあり、大きな声で話しかけたり、体を大きく動かしたりするような強い刺激があっても覚醒できない(眼瞼運動を伴った開眼、四肢の随意運動、発声のいずれもみられない)

※「覚醒した状態(目覚めた状態)」の判断は、眼瞼運動を伴って開眼している、四肢の随意運動がみられる、発声のいずれかがみられることを基準とする。

※(3)と(2)の区別は、覚醒中枢の器質的病変に基づく意識障害があるかないかに焦点があてられる。直接的に大きな声で話しかけたり、体を大きく動かしたりするほど強い刺激でなくても、生活環境における刺激下で覚醒した状態が維持できるかどうかで判断される。

※また、(3)と(2)の区別は、頻度のより多い方を採点することとする。

※(1)は、大きな声で話しかけたり、体を大きく動かしたりするような強い刺激があれば覚醒できることが一度でもみられれば採点される。

Part II : 姿勢と運動

※このパートでは、背臥位、腹臥位、座位、立位における姿勢の保持と変換、頭部と四肢の運動、および、上肢と手の機能的運動について評価します。特定の姿勢と運動について「している」遂行度ではなく、「できる」能力を評価します。

※データが算出できないので、すべての項目について教えてください。

※すべての項目について、評価者の観察および直接的な評価、保護者や介護者からの聞き取りにて、本人が「できる」と確認した点数にチェックしてください。

※行ったことのない項目については、実際に評価を行い(危険を伴うと判断される場合には実施しない)、「できる」と確認できればその点数にチェックします。

※実際の状況において、能力が常に発揮できるとは限りません。この場合、評価期間(2週間)の内に1回でも「できる」ことが確認されれば、その点数を採点します。

※各項目の採点基準にしたがって採点してください。

※このパートでは、評価の基準として随意的な運動が可能かどうかの文言が含まれています。随意的な運動とは、自らの意思によって行われる運動のことです。例えば、寝返りでは、姿勢を変えようとして背臥位から腹臥位になる運動は随意的ですが、寝返ろうという意思はなく、全身的な筋緊張の亢進により体を反り返らせた結果、偶然に背臥位から腹臥位になった場合は随意的ではありません。随意的な運動か否かの評価には、注意深い観察が必要となります。以下の評価項目において、随意的な運動の解釈はこれに準ずるものとします。

※評価開始から評価終了までの期間は2週間を上限とします。

A. 背臥位における姿勢と運動

17. 背臥位における姿勢の保持と変換

- (3) 背臥位から腹臥位に随意的に姿勢を変換することができる
- (2) 背臥位から腹臥位の途中まで随意的に寝返ろうとする(腹臥位に寝返ろうとする運動が少しでもみられればよい)
- (1) 背臥位から随意的に姿勢を変換しようとする運動は見られないが、覚醒時に安静な背臥位姿勢を20分以上保持できる
- (0) 覚醒時に安静な背臥位姿勢を20分以上保持することができない

※高度の全身性の変形や筋緊張の亢進等により、床上に寝た姿勢が一般的な背臥位姿勢とは言い難く、側臥位に近い姿勢をとっている場合があるかもしれないが、ここでは背臥位の範疇とする。

※(2)と(1)の区別は、寝返ろうとする運動がみられるかどうかで判断される。少しでも寝返ろうとする運動がみられれば2点となる。ただし、寝返ろうという意思はなく、全身的な筋緊張の亢進により体を反り返らせた結果、偶然に背臥位から腹臥位になった場合には、(1)または(0)となる。

※ここでいう「安静な背臥位姿勢」とは、覚醒時であり肢位が変わるほどの筋緊張亢進や苦痛を伴わない背臥位姿勢とする。

※(1)と(0)の区別は、覚醒時に筋緊張亢進を伴わず背臥位姿勢を保持できるかどうかによって判断される。安静な背臥位を保持するために姿勢保持具の使用やポジショニングによっても制御しきれない筋緊張の亢進が認められる場合には(0)となる。

※筋緊張亢進により安静な背臥位姿勢が保持できず、それに対して定期薬または臨時薬が使用されている場合にも、(0)となる。

18. 背臥位における頭部の運動

- (3) 頭部を随意的に空間に持ち上げることができる
- (2) 頭部を随意的に回旋することができ、再びもとの位置に戻すことができる
- (1) 頭部をわずかでも随意的に動かすことができる
- (0) 頭部の肢位は固定的である(運動がみられたとしても不随意的な運動や筋収縮のみである)

※頭部の随意的な運動は、通常、姿勢の変換や見ること、聴くことに関連して起こりうる。

※頭部を床面からわずかでも随意的に離すことができれば(3)とする。

※「頭部を随意的に回旋する」の基準として、頭部が正中位から右か左へ、あるいは、右(左)から正中位を超えて左(右)へ頭部を運動できることとする。

※随意的に動かすことはできるが、頭部を正中位に保持できない、または、右(左)から左(右)へ正中位を超えて頭部を動かすことができない場合は(1)となる。

19. 背臥位における骨盤および下肢の運動

- (3) 両側の下肢を曲げて下肢全体を随意的に空間に持ち上げることができる
- (2) 両側もしくは一側の下肢を曲げて随意的に少しでも身体の方へ引き寄せることができる(空間に持ち上げることはできず、踵がついたままでもよい)
- (1) 骨盤および下肢の一部をわずかでも随意的に動かすことができる

(0) 骨盤および下肢の肢位は固定的である (運動がみられたとしても不随意的な運動や筋収縮のみである)

※「下肢を曲げる」とは股関節と膝関節を同時に屈曲することとする。

20. 背臥位における上肢の運動

(3) 両側の上肢全体を同時に随意的に空間に持ち上げることができる

(2) 一側の上肢全体を随意的に空間に持ち上げることができる

(1) 上肢の一部を随意的に空間に持ち上げることができる

(0) 上肢の一部も空間に持ち上げることができない

※両側の上肢全体を床面や体から離してわずかでも随意的に空間に持ち上げることができれば(3)となる。

※一側の上肢全体を床面や体から離してわずかでも随意的に空間に持ち上げることができれば(2)となる。

※前腕のみ床から持ち上げることや、肘を床面から離して (体に接触していてもよい) 持ち上げることができれば(1)となる。

B. 腹臥位における姿勢と運動

21. 腹臥位における姿勢の保持

(3) 平らな床面で3分間、安静な腹臥位姿勢を保持できる

(2) ポジショニングや姿勢保持具の使用により20分間、安静な腹臥位姿勢を保持できる

(1) ポジショニングや姿勢保持具の使用により3分間、安静な腹臥位姿勢を保持できる

(0) 安静な腹臥位姿勢を保持できない

※腹臥位の有用性の基準として、20分間の持続した姿勢保持を基準とした。

※腹臥位を保持できる能力の基準として、3分間の持続した姿勢保持を基準とした。

※ここでいう「安静な腹臥位姿勢」とは、覚醒時であり肢位が変わるほどの筋緊張亢進や苦痛を伴わない腹臥位姿勢とする。

22. 腹臥位における頭部の運動

(3) 頭部を随意的に持ち上げておくことが10秒以上できる

(2) 頭部を随意的に回旋することができる

(1) 頭部をわずかでも随意的に動かすことができる

(0) 頭部の肢位は固定的である (運動がみられたとしても不随意的な運動や筋収縮のみである)

※頭部の随意的な運動は、通常、姿勢変換や見ること、聴くことに関連して起こりうる。

※腹臥位は「平らな床面」、または、「ポジショニングや姿勢保持具の使用」のいずれでもよい。開始肢位は頭部が支持面に接している状態とする。

※頭部を床面から離し、10秒以上保持することができれば(3)とする。

※「頭部を随意的に回旋する」の基準として、頭部が正中位から右か左へ、あるいは、右(左)から正中位を超えて左(右)へ頭部を運動できることとする (「18. 背臥位における頭部の運動」の基準にあるように、頭部を元の位置に戻せなくてもよい)。

※随意的に動かすことはできるが、頭部を正中位に保持できない、または、右（左）から左（右）へ正中位を超えて頭部を動かすことができない場合は1点となる。

23. 腹臥位における支持機能

- (3) 四つ這い姿勢（頭部と胸部と骨盤を持ち上げる）を10秒以上保持できる
- (2) 頭部と胸部を床面から持ち上げることができ、10秒以上保持できる
- (1) 頭部と胸部、または、骨盤のみをわずかでも床面から離して持ち上げることができる
- (0) 肢位は固定的であり、支持のための随意的な運動はみられない（運動がみられたとしても不随意的な運動や筋収縮のみである）

※開始肢位は「平らな床面」での腹臥位とする。「21. 腹臥位における姿勢の保持」にて、3分間、安静な腹臥位姿勢を保持できないと評価されていれば、この項目は(0)となる。

※頭部と体幹を床面から離し、上肢と下肢で支えて10秒以上保持することができれば(3)とする。上肢と下肢での支えは、手と膝だけとは限らない、肘や足部について頭部と体幹が床面から離れ、10秒以上保持することができていれば(3)となる。

※(3)と(2)の区別は、体幹全体（胸部と骨盤）が床から離れているか、あるいは、頭部と胸部だけが離れているかで判断される。

24. 腹臥位における移動機能

- (3) 四つ這い、バニーホッピング等による床上での移動が1m以上できる
- (2) ずり這い等による床上での移動が1m以上できる
- (1) ずり這い等による床上での移動がわずかでもできる
- (0) ずり這い等による床上での移動はできない

※開始肢位は「平らな床面」での腹臥位とする。「21. 腹臥位における姿勢の保持」にて、3分間、安静な腹臥位姿勢を保持できないと評価されていれば、この項目は0点となる。

※「四つ這い、バニーホッピング等」の条件として、頭部と胸部と骨盤を空間に保持することを伴う床上での移動とする。「ずり這い等」では、頭部と胸部と骨盤を空間に保持できなくてもよい。

※(1)の条件として、腹臥位でわずかでも頭側に身体的位置が動かすことができればよい。

C. 座位における姿勢と運動

25. 座位における姿勢の保持

- (3) 平らな床またはベンチに座って上肢の支えなしに30秒以上座位姿勢を保持することができる
- (2) 平らな床またはベンチに座って上肢で支えれば30秒以上座位姿勢を保持することができる
- (1) 平らな床またはベンチに座って前方の台等にもたれて30秒以上座位姿勢を保持することができる
- (0) 平らな床またはベンチに座って前方の台等にもたれて30秒以上座位姿勢を保持することができない

※平らな床またはベンチのいずれかで、姿勢がより安定する座位姿勢を評価対象とする。

※いくつかの座り方があるが、殿部で体重が支持されていれば、いずれの座り方でもよい。

※頭部と体幹が支持されていない状況で、両上肢の支えなしに姿勢が保持できれば(3)、上肢で支持して(上肢の一部でも支持に用いて)姿勢が保持できれば(2)となる。上肢の一部が他の体の部分に触れても上肢で支持している状態とみなされる。

※平らな床またはベンチでは姿勢を保持することが困難な場合でも、前方に台等を置き、上肢と/または体幹や頭部の一部で前方で支えて姿勢が保持できれば、(1)となる。体をもたれさせる前傾の角度は問わない。

※台等の大きさや高さ、形は問わない。

26. 座位における頭部の保持

(3) 体幹を介助または器具によって支えられて、頭部を持ち上げ 30 秒以上正中位に保持できる

(2) 体幹を介助または器具によって支えられて、頭部を持ち上げ 30 秒以上保持できる(頭部は正中位になくてもよい)

(1) 体幹を介助または器具によって支えられて、頭部を随意的に少しでも持ち上げることができる

(0) 体幹を介助または器具によって支えられても頭部を持ち上げようとする運動がみられない

※体幹を介助または器具によって支えられた座位の条件として、開始肢位は平らな床またはベンチで体幹を介助によって支えられた座位、または、車いすや座位保持装置等の姿勢保持具によって支えられた座位のいずれの座位姿勢でもよい。

※(3)と(2)の区別は、床面に対して頭部を垂直に持ち上げ(矢状面上)、かつ、左右対称的に(正中位で、前額面上)頭部を 30 秒持ち上げることができれば(3)となる。床面に対して頭部を垂直に持ち上げることはできるが、左右対称的に頭部を保持できない場合には(2)となる。

※床面に対して頭部を垂直に持ち上げることはできないが、少しでも持ち上げることができれば(1)となる。

27. 座位における体幹の支持と運動

(3) 上肢を使わずに、体幹を前後に動かすことができる

(2) 上肢を使って、体幹を前後に動かすことができる

(1) 体幹を介助によって支えられて、体幹を前後に動かすことができる

(0) 体幹を介助によって支えられても、体幹を前後に動かすことができない

※平らな床またはベンチのいずれかで、姿勢がより安定する座位姿勢を評価対象とする。

※いくつかの座り方があるが、殿部で体重が支持されていれば、いずれの座り方でもよい。

※(3)が得点されるには、頭部と体幹が介助や器具によって支持されず、上肢で支持せずに座位姿勢が保持でき、かつ、上肢を使わずに体幹を前後に動かすことができる必要がある。「体幹を前後に動かす」の基準として、体幹が矢状面上で 90° に起きている状態から前(後)へ動かし、再び 90° に起こすこと、あるいは、前(後)から 90° を超えて後(前)へ体幹を動かし、再びもとの前(後)の位置に戻すことができることとする。

※(2)は、これらのことを上肢を使ってできた場合に得点される。

※(1)と(0)の区別は、介助によってこれらのことができるかどうかによって判断される。下肢伸筋の筋緊張の亢進や、股関節屈曲可動域制限により股関節が十分に曲がらず、介助によっても体を 90° に起こすことができない場合は(0)となる。

28. 座位における上肢の運動

(3) 頭部や体幹を支えられることなく座位姿勢を保持でき、両上肢を随意的に空間に持ち上げることができる

- (2) 頭部や体幹を支えられることなく座位姿勢を保持でき、一側上肢を随意的に空間に持ち上げることができる
- (1) 介助によって体幹を支えられて、上肢をわずかでも随意的に空間に持ち上げることができる
- (0) 介助によって体幹を支えられても、上肢をわずかでも随意的に空間に持ち上げることができない(運動がみられたとしても不随意的な運動や筋収縮のみである)

※平らな床またはベンチのいずれかで、姿勢がより安定する座位姿勢を評価対象とする。

※いくつかの座り方があるが、殿部で体重が支持されていれば、いずれの座り方でもよい。

※(3)が得点されるためには、両上肢を拳上し手部が肩の高さまで持ち上げることができる必要がある。

※(2)では、一側上肢を拳上し手部が肩の高さまで持ち上げることができる必要がある。

D. 立位における姿勢と運動

29. 立位における姿勢の保持

- (3) 台に手をついて、または、手すりを持って、立位姿勢を介助なしで 10 秒以上保持できる
- (2) 介助者が手部を支える程度の介助で立位姿勢を 10 秒以上保持できる
- (1) 介助者が体幹を支えれば下肢で支持して立位姿勢をとることができる
- (0) 介助においても下肢で支持することができない(部分的にも体重を下肢で支持することができない、全体重を介助して支える必要がある)

※(3)が得点されるには、頭部や体幹が台や手すりに触れることなく、また、手部以外の上肢の一部でも触れることなく下肢の支持と手の支えだけで立位姿勢を 10 秒保持する必要がある。

※(2)と(1)の区別は、バランスを助ける程度の介助か、体重を支える介助かで判断される。

30. 立位における下肢の運動

- (3) 介助または器具によって体幹を支えられれば、連続して 10 歩以上、交互に下肢を動かして前方に進むことができる
- (2) 介助または器具によって体幹を支えられれば、連続して 10 歩以上、下肢を動かして(交互でなくても、両側性や一側性の下肢の運動でもよい) 前方に進むことができる
- (1) 介助または器具によって体幹を支えられれば、1~9 歩、下肢を動かして(交互でなくても、両側性や一側性の下肢の運動でもよい) 前方に進むことができる
- (0) 介助または器具によって体幹を支えられても、下肢を動かして前方に進むことができない

※体幹を介助または器具によって支えられた立位の条件として、開始肢位は体幹を介助によって支えられた立位、または、歩行器等の器具によって支えられた立位のいずれの立位姿勢でもよい。

E. 上肢と手の機能的運動

31. 上肢のリーチ運動

- (3) 目標物に対して上肢でリーチでき、手の位置をもとに戻すことが確実にできる
- (2) 目標物に対して上肢でリーチすることは確実にできるが、手の位置をもとに戻すことは確実ではない
- (1) 目標物に対して上肢でリーチできるが確実ではない
- (0) 目標物に対してリーチすることはできない

※座位でも臥位でも姿勢条件は問わない。

※目標物の位置の条件として、距離や方向は問わない。少しでも手から離れた位置にあればよい。例えば、調整された位置にあるスイッチに対して手の位置を動かして確実に押すことができ、手の位置をもとに戻すことが確実にできれば(3)が採点される。

※「確実にできる」条件として、90%以上の割合で成功できることとする。

※不随意的な運動によって偶然に目標物に手が触れた場合は上肢でリーチできるとはみなさない。

32. 手の巧緻運動

- (3) スプーンやペン等の道具を持って操作することができる(食材をスプーンですくうことができる、紙にペンで書くことができる等)
- (2) 対象物を随意的に握ったり、離したりできる
- (1) 手指または手関節をわずかでも随意的に動かすことができる
- (0) 手指または手関節の随意的な運動はみられない(運動がみられたとしても不随意的な運動や筋収縮のみである)

※食材をスプーンですくうことができる、紙にペンで書くことができること等、道具を用いて少しでもその道具の使用に見合った操作ができれば(3)となる。

Part III : 日常生活場面における機能的活動

※このパートでは、目的をもった感覚的経験とその応用、コミュニケーション、日常生活活動動作、日常生活活動に関連することについて評価します。日常生活場面における機能的活動について、能力（「できる」こと）と遂行（「している」こと）を評価します。

※データが算出できないので、すべての項目について教えてください。

※すべての項目について、評価者の観察および実際の評価、保護者や介護者からの聞き取りにて評価してください。

※能力（「できる」こと）の評価に関しては、本人が「できる」と確認した内容に○をつけてください。実際の状況において、能力が常に発揮できるとは限りません。この場合、評価期間（2週間）の内に1回でも「できる」ことが確認されれば、その内容に○をつけてください。行ったことのない項目については、実際に評価を行い（危険を伴うと判断される場合には実施しない）、「できる」と確認できればその内容に○をつけてください。

※遂行度（「している」こと）の評価に関しては、行ったことのない内容については得点されません。1日に1回以上の頻度で「している」ことが確認されている内容について得点されます。

※ただし、項目 38「要求の表出」、項目 46「安全性」、項目 47「日中の傾眠」、項目 48「痛みと苦痛」については、各項目の基準に準じて評価を行ってください。

※評価開始から評価終了までの期間は2週間を上限とします。

A. 目的をもった感覚的経験とその応用

33. 目的をもった視覚経験とその応用

次の①～③のうち、「できる」ことすべてに○をつけてください。また、日常生活において「している」ことについて(3)～(0)に示されている内容から1つ選んで採点して下さい。

- ① 光や動くものなど、はっきりとした視覚刺激に対して反応を示す
- ② 人の顔や物、場所など、ある対象に視覚的に注意を向け、その対象を識別することができる
- ③ 人や物の動き、場所の移動など、環境の変化に視覚的に注意を向け、その変化を認識することができる

- (3) 日常的に①～③のすべての能力を用いている
- (2) 日常的に①～③のうち2つの能力を用いている
- (1) 日常的に①～③のうち1つの能力を用いている
- (0) 日常的に視覚を用いていない

※②では、ある特定の対象に意図的に注意を向け、それを他の対象と識別する能力が示される必要がある。

※③では、環境上の物的あるいは社会的な刺激の質・量・強さの変化に意図的に注意を払い、その変化を認識する能力が示される必要がある。

※「日常的」とは、ここでは1日に1回以上の頻度とする。

34. 目的をもった聴覚経験とその応用

次の①～③のうち、「できる」ことすべてに○をつけてください。また、日常生活において「している」ことについて(3)～(0)に示されている内容から1つ選んで採点して下さい。

- ① 鈴の音や人の声など、はっきりとした聴覚刺激に対して明確な反応を示す
- ② 人の声や音楽など、ある対象に聴覚的に注意を向け、その対象を識別することができる
- ③ 周囲の音や人の会話など、環境の変化に聴覚的に注意を向け、その変化を認識することができる

- (3) 日常的に①～③のすべての能力を用いている
- (2) 日常的に①～③のうち2つの能力を用いている
- (1) 日常的に①～③のうち1つの能力を用いている
- (0) 日常的に聴覚を用いていない

※②では、ある特定の対象に意図的に注意を向け、それを他の対象と識別する能力が示される必要がある。

※③では、環境上の物的あるいは社会的な刺激の質・量・強さの変化に意図的に注意を払い、その変化を認識する能力が示される必要がある。

※「日常的」とは、ここでは1日に1回以上の頻度とする。

35. 目的をもった手の感覚経験とその応用

次の①～③のうち、「できる」ことすべてに○をつけてください。また、日常生活において「している」ことについて(3)～(0)に示されている内容から1つ選んで採点して下さい。

- ① 触覚素材、振動、冷たさなど、はっきりとした手への感覚刺激に対して明確な反応を示す
- ② 触ったり、握ったり、たたいたりするなど、自らの運動によって手の感覚を用いる
- ③ 物の形、質感、温度など、そのもの特徴を手の感覚に注意を向けて調べる（そのもの特徴を知り得る）

- (3) 日常的に①～③のすべての能力を用いている
- (2) 日常的に①～③のうち2つの能力を用いている
- (1) 日常的に①～③のうち1つの能力を用いている
- (0) 日常的に手の感覚を用いていない

※①では、受動的な感覚刺激に対して感じられる明確な反応が示される必要があるのに対して、②では、自らの運動による手の感覚の使用が示される必要がある。もの特徴を知る能力はなくてもよい。③では、物の特徴を知る能力が示される必要がある。
※日常的に②や③の能力を用いていることが確認されれば、①の能力も用いているものとみなす。

B. コミュニケーション

36. 他者への関心

次の①～③のうち、「できる」ことすべてに○をつけてください。また、日常生活において「している」ことについて(3)～(0)に示されている内容から1つ選んで採点して下さい。

- ① 他者の存在に気づく様子を示す（注意を向ける）
- ② 他者からの働きかけに対して応答する（声を出して応答する、視線を送る、手を伸ばすなど）
- ③ 自ら他者に働きかけ、やりとりする（声をかける、視線を送る、手を伸ばすなど）

- (3) 日常的に①～③のすべてを行っている
- (2) 日常的に①～③のうち、2つを行っている
- (1) 日常的に①～③のうち、1つを行っている
- (0) 日常的に①～③のすべて行っていない

※②では、「応答する」明確な行動（声を出して応答する、視線を送る、手を伸ばすなど）が示される必要がある。③では、自ら働きかけることと応答することの2つを含めた「やりとりする」明確な行動が示される必要がある。

37. 言語・非言語メッセージの理解

次の①～③のうち、「できる」ことすべてに○をつけてください。また、日常生活において「している」ことにつ

いて(3)～(0)に示されている内容から1つ選んで採点して下さい。

- ① 日常に関する簡単な言葉（話し言葉、書き言葉、ジェスチャー、シンボル、サインなど）と／または非言語メッセージ（写真、絵など）を理解する
- ② 主語と述語を含む3語以上で構成される文を理解する
- ③ 時間や出来事の順序を含む簡単な話題について理解する

- (3) 日常的に①～③のすべての能力を用いている
- (2) 日常的に①～③のうち、2つの能力を用いている
- (1) 日常的に①～③のうち、1つの能力を用いている
- (0) 日常的に①～③のすべての能力を用いていない

※①では、自分や親しい人の名前、馴染みのある物の名称など、2つ以上の言語と／または非言語メッセージの理解が示される必要がある。

※②では、主語の状態、主語が起こす動作、主語が受ける行為などを含む3語以上で構成される文の理解が示される必要がある。

38. 要求の表出

次の①～③のうち、「できる」ことすべてに○をつけてください。また、(3)～(0)に示されている内容からあてはまるものを1つ選んで採点して下さい。

- ① 様々な要求（痛み、不快感、困っていることなどの問題を含む）があると、泣く、声を出す、身体を動かすなどの明確な行動を示す（要求や問題は特定しにくいかもしれない）
- ② 様々な要求があると、明確な行動を示し、慣れ親しんだ人であれば、その要求や問題を特定することができる
- ③ 様々な要求があると、その要求や問題を特定して伝える

- (3) 要求があるとき、③で示された能力を用いることが最も多い
- (2) 要求があるとき、②で示された能力を用いることが最も多い
- (1) 要求があるとき、①で示された能力を用いることが最も多い
- (0) 要求があっても、表出できないことが最も多い（要求の有無を把握するために他者が注意を払っておくことが最も多い）

※③ができていれば、②①の能力は満たしているものとみなし、②ができていれば①の能力は満たしているものとみなして○をつける。

39. 言語・非言語メッセージの表出

次の①～③のうち、「できる」ことすべてに○をつけてください。また、日常生活において「している」ことについて(3)～(0)に示されている内容から1つ選んで採点して下さい。

- ① 言葉（話し言葉、書き言葉、ジェスチャー、シンボル、サインなど）と／または非言語メッセージ（写真、絵など）を用いて、人や物の名称を伝える
- ② 主語と述語を含む3語以上で構成される文を伝える
- ③ 時間や出来事の順序を含む簡単な話題と／または自分の感情や考えを伝える

- (3) 日常的に①～③のすべての能力を用いている
- (2) 日常的に①～③のうち、2つの能力を用いている
- (1) 日常的に①～③のうち、1つの能力を用いている
- (0) 日常的に①～③の能力を用いていない

※AAC（拡大代替コミュニケーション）を用いてもよい。

※①では、自分や親しい人の名前、馴染みのある物の名称など、2つ以上の言語と／または非言語メッセージを伝える能力が示される必要がある。

※②では、主語の状態、主語が起こす動作、主語が受ける行為などを含む3語以上で構成される文を伝える能力が示される必要がある。

※③では、「自分の感情や考えを伝える」ために言語・非言語メッセージを用いる必要がある。例えば、楽しい時にただ笑っているだけでは採点されない。

C. 日常生活活動動作

40. 移乗動作

次の①～④のうち、「できる」ことすべてに○をつけてください。また、日常生活において「している」ことについて(3)～(0)に示されている内容から1つ選んで採点して下さい。

- ① 移乗動作において、少しでも有意義な動作を行う
- ② 移乗動作において、部分的に動作を行う
- ③ ベッド（または台）からいすへの移乗動作において、動作の半分以上をひとりで行う
- ④ 床からいすへの移乗動作において、動作の半分以上をひとりで行う

- (3) 日常的に①～④のうち、3つ以上を行っている
- (2) 日常的に①～④のうち、2つを行っている
- (1) 日常的に①～④のうち、1つを行っている
- (0) 日常的に①～④のすべて行っていない

※いすの配置や手すりの設定などの準備は移乗動作に含めない。

※①では、移乗動作のために起き上がろうとしたり、お尻をずらしたりするなどの有意義な動作が少しでもできればよい。

※②では、起き上がる、手すりを持って立つなど動作の一部をひとりで行う必要がある。

※③④では、部分的な介助や見守りがあっても動作の半分以上をひとりで行う必要がある（介助量は50%未満である）。

41. 室内および室間の移動

次の①～③のうち、「できる」ことすべてに○をつけてください。また、日常生活において「している」ことについて(3)～(0)に示されている内容から1つ選んで採点して下さい。

- ① ある場所から他の場所へ少しでも動く
- ② 室内で意図した場所に移動する
- ③ 部屋から部屋へ意図した場所に移動する

- (3) 日常的に①～③のすべてを行っている
- (2) 日常的に①～③のうち、2つを行っている
- (1) 日常的に①～③のうち、1つを行っている
- (0) 日常的に①～③のすべて行っていない

※①～③において、移動手段の種類は問わない。

※①では、意図した場所に行けなくてもよい。少しでも移動できればよい。

42. 食事動作

次の①～③のうち、「できる」ことすべてに○をつけてください。また、日常生活において「している」ことについて(3)～(0)に示されている内容から1つ選んで採点して下さい。

- ① スプーンや箸などの道具や手を使って少しでも食べる
- ② 飲料容器から少しでも飲む
- ③ 食事動作において、動作の半分以上をひとりで行う

- (3) 日常的に①～③のすべてを行っている
- (2) 日常的に①～③のうち、2つを行っている
- (1) 日常的に①～③のうち、1つを行っている
- (0) 日常的に①～③のすべて行っていない

※食材の手元調整や配膳、食器の位置の設定などの準備は食事動作に含めない。

※①および②では、ひとりで少しでも飲食できればよい。

※③では、食事に出された半分以上の量をひとりで飲食する必要がある。

43. 更衣動作

次の①～③のうち、「できる」ことすべてに○をつけてください。また、日常生活において「している」ことについて(3)～(0)に示されている内容から1つ選んで採点して下さい。

- ① 更衣動作の介助において、困難なく上下肢を動かす
- ② 更衣動作において、少しでも有意義な上下肢の動作を行う

③ 上衣の更衣の際に、座位姿勢を保持する

- (3) 日常的に①～③のすべてを行っている
- (2) 日常的に①～③のうち、2つを行っている
- (1) 日常的に①～③のうち、1つを行っている
- (0) 日常的に①～③のすべて行っていない

※①では、上下肢の筋緊張の亢進や関節可動域制限、本人の抵抗などにより介助の困難をきたすことなく、介助者が本人の上下肢を動かせればよい。

※②では、シャツの袖から腕を抜く、ズボンをあげるために臀部を浮かすなど、少しでも有意義な動作が行えればよい。

※③では、上衣の更衣の際に座位姿勢を保持するために、車いすなどの姿勢保持具を用いてもよい。

44. 排泄管理

次の①～③のうち、「できる」ことすべてに○をつけてください。また、日常生活において「している」ことについて(3)～(0)に示されている内容から1つ選んで採点して下さい。

- ① おむつや下着が汚れたときに事後に伝える
- ② 尿意や便意があるときに事前に伝える
- ③ 尿意や便意があるときにトイレに行くまで我慢する

- (3) 日常的に排泄はトイレで行い、おむつや下着を汚すことはない
- (2) おむつや下着を汚すことはあるが、日常的にトイレでも排泄している
- (1) トイレでは排泄しないが、おむつや下着が汚れたときに他者に伝えようとする等、日常的に排泄管理において有意義な行動がみられる
- (0) トイレでは排泄せず、おむつや下着が汚れたときに他者に伝えようとする等の有意義な行動もみられない

※①では、不快感や落ち着きのなさを示し、言葉でなくとも、他者に伝えようとする様子が見られればよい

※②では、尿意や便意があるときに事前に伝えるがトイレまで我慢できずおむつや下着を汚してしまうことがあるかもしれない。

※日常的に(1日に1回以上の頻度で)、トイレで排泄していれば、(3)または(2)が採点される。介助者の管理による時間排泄でもトイレで排泄できていければよい。

※(1)では、不快感や落ち着きのなさを示し、言葉でなくとも、他者に伝えようとする様子が見られていれば得点が得られる

※ストマや導尿による全面的な管理の場合は(0)となる。

D. 日常生活活動に関連すること

45. 時間の概念

次の①～③のうち、「できる」ことすべてに○をつけてください。また、日常生活において「している」ことについて(3)～(0)に示されている内容から1つ選んで採点して下さい。

- ① 夕食の後に入浴するなど、一日の生活の流れをおおまかに認識する
- ② 夕方には好きなテレビ番組があるなど、特定の時間帯と活動や出来事を結びつける
- ③ 予定を気にかけて時計をみたり、時間を尋ねたりする

- (3) 日常的に①～③のすべての能力を用いている
- (2) 日常的に①～③のうち、2つの能力を用いている
- (1) 日常的に①～③のうち、1つの能力を用いている
- (0) 日常的に①～③の能力を用いていない

※①では、食事の後に歯磨きをすることや入浴の後にパジャマに着替える等、生活上のできごとの流れを認識している能力が示されればよい。

※②では、夕方には好きなテレビ番組がある等、特定の時間帯と活動や出来事を結びつけられる能力が示されればよい。

※③では、1時間単位の時計の理解ができる能力が示される必要がある。

46. 安全性

次の①～③のうち、「あてはまる」ことすべてに○をつけてください。また、(3)～(0)に示されている内容からあてはまるものを1つ選んで採点して下さい。

- ① 運動行動を制限するような物的環境整備を必要とせず、安全に過ごしている
- ② 身の回りの物的環境整備を必要とせず、安全に過ごしている
- ③ 人からの支援を必要とせず、安全に過ごしている

- (3) ①～③のすべてに○がついている
- (2) ①～③のうち、2つに○がついている
- (1) ①～③のうち、1つに○がついている
- (0) ①～③のすべてに○がついていない

※ここで言う「安全に過ごす」とは、転倒の危険があるにもかかわらずひとりで立ち上がったたり移乗したりすることや、食べ物でないものを口に入れてしまうこと、自傷など、自らの行動によって加療を必要とするような事故に結びつく危険性なく、過ごすことである。

※「運動行動を制限するような物的環境整備」とは、安全に過ごすために特別な部屋や場所を用意するなどの広範な物的環境整備や姿勢保持具での設定などである。

※「身の回りの物的環境整備」とは、口に入る小さなものやハサミなどをそばに置かない、怪我しないように柱や床に緩衝材を取り付けるなどの物的環境整備である。

※「人からの支援」とは、見守り、介助、声掛けを含むから身体的あるいは心情的な支援である。動脈血酸素飽和度のモニタリングや発作の見守りなどの健康管理のための支援は含まないが、カニューレやチューブの事故除去などの事故予防のための支援は含む。

47. 日中の傾眠

次の①～③のうち、「あてはまる」ことすべてに○をつけてください。また、(3)～(0)に示されている内容から

あてはまるものを1つ選んで採点して下さい。

- ① 起床時から正午まで傾眠なく起きている
- ② 正午から午後6時まで傾眠なく起きている
- ③ 午後6時から就寝時まで傾眠なく起きている

- (3) ①～③のすべてに○がついている
- (2) ①～③のうち、2つに○がついている
- (1) ①～③のうち、1つに○がついている
- (0) ①～③のすべてに○がついていない

※傾眠の有無は日によって異なるかもしれない。その場合には、1週間のうちに半分以上（4日間以上）、傾眠が有るか無いかで評価する。

※「起床時から正午まで」および「午後6時から就寝時まで」の文言において、「起床」や「就寝」は、その人に適した時間とする（幼児と大人では適した時間が異なるかもしれない）。施設入所の場合で起床時間と就寝時間が決まっており、その人に適していれば、その時間に基づいて傾眠の有無を評価する。

※幼児で午睡が必要な場合には、その時間は傾眠の対象には含めない。

48. 痛みと苦痛

- (3) 普段の生活において痛みや苦痛の訴えやそれを示す行動はみられない、あったとしても1週間に1回未満である
- (2) 痛みや苦痛の訴えやそれを示す行動が1週間に1回以上ある
- (1) 痛みや苦痛の訴えやそれを示す行動が3日に1回以上ある
- (0) 痛みや苦痛の訴えやそれを示す行動が毎日ある

※痛みと苦痛には、身体的および精神的な2つの側面を含める。

※痛みと苦痛の有無の判断は、行動観察によって行われる（機嫌の悪さ、他者からの関わりに対する応答の変化、活気のなさや内向性、泣く・叫ぶなどの発声、自傷行為、食事摂取量や睡眠時間の減少、表情、落ち着きのなさ、筋緊張の変化、全身を丸くしたり身体の一部を触ったりするなどの運動行動、動かされたり触られたりすることに対する過敏性、注意力の低下など）。

Part IV : 生産的活動場面への参加

※このパートでは、生産的活動場面への参加について評価します。

※「生産的活動」とは、「目的や楽しみのある活動であり、障害のある人々が、ただ生存するだけでなく、生命や生活に尊厳や意味を与えるものでなければならない（NCMRR, 1993）」とされています。生産的活動の場には、家庭や学校、施設、コミュニティ等があり、その内容には、仕事（報酬を伴う仕事と報酬を伴わない仕事）、教育、レクリエーション等が含まれます。また、家族、親族、友人、知人、仲間、同僚、隣人、コミュニティの人々、教育の専門家、福祉の専門家、保健の専門家、よく知らない人等、様々な人との社会的な関わりが含まれます。

※ICFでは、「参加」とは「生活・人生場面への関わりのことである」と定義されています。

※これらの概念に基づいて、LIFEでは「目的をもった感覚的経験とその応用」、「手の使用や発声を伴う静的レクリエーション／学習／仕事」、「体を動かすレクリエーション／スポーツ」、「社交」について評価します。

※それぞれの項目でまず、評価者が質問紙を用いて、最近の4か月間で行ったことのある活動の内容、場所、活動を共にした人、および、その頻度または回数等について、インタビュー等によって情報を収集します。

※ひとつの活動が2つ以上の項目にまたがって回答されることがあります。例えば、「外出活動」には、日光や風を感じることに、人と会うことの目的が含まれているかもしれません。その場合には、「目的をもった感覚的経験とその応用」と「社交」の2つの項目で評価されることとなります。「触覚遊び」では、「目的をもった感覚的経験とその応用」と「手の使用や発声を伴う静的レクリエーション／学習／仕事」の2つの項目で評価されることとなります。

※また、活動場面への参加を促進あるいは阻害する環境因子を把握することは重要です。回答された活動内容に関して、さらに環境因子に焦点をあてて評価します。「ものの利用」では物的支援の程度、「人との関わり」では人との関係の幅の広さ、「本人の好みや意思」では好きなあるいは意思に基づいた活動の数、「場所」では活動が行われた場の多様性について評価します。

※評価開始から評価終了までの期間は2週間を上限とします。

評価の説明

「これから、〇〇さんの日中活動についてお伺いします。お伺いするのは、見る、聞くなどを目的とした活動、手を使うレクリエーションや歌などの活動、体を動かす活動、社交の4つの活動についてです。最近の4か月間で行った内容についてお伺いします。〇〇さんが一人きりで行った活動ではなく、活動や参加を共にした人がいる場面の内容についてお答えください。4つの活動について伺いますが、ある活動では2つ以上の目的が含まれているかもしれません。例えば、「外出」だと、日光や風を感じることに、人と交流することの2つの目的が含まれているかもしれません。その場合には、「外出」について、日光や風を感じることを「目的をもった感覚的経験とその応用」の項目で、人と交流することを「社交」の項目で、「外出」を2つの項目でお答えいただくこととなります。」

A. 目的をもった感覚的経験とその応用

質問

「最近の4か月の間で見ると、聞く、味わう、触る、肌で感じる（皮膚で感じる）、嗅ぐといった感覚を経験することやその感覚を用いて行うことを主な目的とした活動を行いましたか？行ったことのある活動の具体的な内容、場所、活動（参加）を共にした人、および、その頻度または回数について、下の例を参考にお答えください。」

例

活動内容	場所	活動（参加）を共にした人	頻度または回数
例）絵本をみる	保育室	保育士、他の園児	週3回
例）音楽鑑賞会	コンサートホール	ガイドヘルパー、他の観客	1回（この4か月間で）
例）おやつ	病棟食堂	言語聴覚士	週1回
例）散歩（日光、風）	近隣	家族	毎日
例）スノーズレン	スノーズレンルーム	介護福祉士、他の入所者	2週間に1回

質問

「それでは続けて、今お答えいただいた内容に関して、もう少し詳しく質問させていただきます。それぞれの質問に対して、選択肢の中からあてはまる内容のものを選んでください。」
※行った活動がなかった場合、項目49～項目52はすべて（0）となります。

49. 目的をもった感覚的経験とその応用における「もの」の利用

質問

「お答えいただいた活動では、その感覚を経験することやその感覚を用いた活動のためにどのようなものを利用していましたか？
そのものは一般的なものでしたか？
それとも、ご本人に特別に合わせたものでしたか？
次のA～Cのうち、あてはまることすべてに○をつけてください。また、(3)～(0)に示されている内容からあてはまるものを1つ選んで採点して下さい。」

- A. 一般的にあるものや自然にあるもの（光や風、温度など）を他の人と同じように利用していた
- B. 一般的にあるものや自然にあるもの（光や風、温度など）を利用していたが、そのものにはご本人に合わせた特別な加工や設定等の工夫が施されており、それを利用していた
- C. 一般的なものではない特別なものや福祉用具を利用していた

- (3) A～Cのうち、Aが最も頻度が高かった
- (2) A～Cのうち、Bが最も頻度が高かった
- (1) A～Cのうち、Cが最も頻度が高かった
- (0) A～Cのいずれのものも利用していなかった（行った活動がなかった）

※「見る」、「聞く」、「味わう」、「触る、肌で感じる（皮膚で感じる）」、「嗅ぐ」といった感覚を提供する「もの」を評価対象とする。
光や風、温度など、自然にある「もの」も評価対象とする。

※「特別な加工や設定等の工夫」とは、「見る」、「聞く」、「味わう」、「触る、肌で感じる（皮膚で感じる）」、「嗅ぐ」といった感覚がより分かりやすいように、その人の障害を軽減したり、代償したりするために行われる様々な加工や工夫である。

50. 目的をもった感覚的経験とその応用における「人」との関わり

質問

「お答えいただいた活動では、どのような人との関わりがありましたか？

次のA～Cのうち、あてはまる項目すべてに○をつけてください。また、(3)～(0)に示されている内容からあてはまるものを1つ選んで採点して下さい。」

- A. 家族や親族との関わりがあった
- B. 家族や親族以外の支援者や専門職との関わりがあった
- C. 友人や知人など、家族や支援者、専門職以外の人との関わりがあった

- (3) A～Cのすべてに○がついている
- (2) A～Cのうち、2つに○がついている
- (1) A～Cのうち、1つに○がついている
- (0) A～Cのすべてに○がついていない（行った活動がなかった）

51. 目的をもった感覚的経験とその応用における「本人の好みや意思」

質問

「その活動はご本人の好きな、または、ご本人の意思に基づいた活動でしたか？

次の(3)～(0)に示されている内容からあてはまるものを1つ選んで採点して下さい。」

- (3) 本人の好きな、または、本人の意思に基づく活動が3つ以上あった
- (2) 本人の好きな、または、本人の意思に基づく活動が2つあった
- (1) 本人の好きな、または、本人の意思に基づく活動が1つあった
- (0) 本人の好きな、または、本人の意思に基づく活動がなかった、または、それを把握することが困難であった、

または、行った活動がなかった

52. 目的をもった感覚的経験とその応用における「場所」

質問

「その活動はどこで行って行っていましたか？

次のA～Cのうち、あてはまる項目すべてに○をつけてください。また、(3)～(0)に示されている内容からあてはまるものを1つ選んで採点して下さい。」

- A. 住まいの場（家庭／入所施設など）
- B. 住まいの近隣・よく知る人の家・日中活動の場（近くの公園／親戚や友人の家／通所施設／学校／保育所など）
- C. 商業・娯楽・文化・運動・娯楽・宿泊・観光等の施設（レストラン／ショッピングセンター／映画館／美術館／スポーツセンター／水族館／テーマパーク／カラオケ／図書館／ホテル／民宿など）

(3) A～Cのすべてに○がついている

(2) A～Cのうち、2つに○がついている

(1) A～Cのうち、1つに○がついている

(0) A～Cのすべてに○がついていない（行った活動がなかった）

※「住まい」とは、その人が生活する家屋または入所施設とする。ただし、入所施設（旧重症心身障害児施設を含む）の場合、住まいの場と日中活動の場が明確に分かれていれば、AとBのいずれにも当てはまる。

B. 手の使用や発声を伴う静的レクリエーション／学習／仕事

質問

「最近の4か月の間で、手の使用（または、手の代わりとして身体の他の部分の使用）を伴う遊び、ゲーム、趣味、芸術、工芸、および、演奏や歌などの静的レクリエーション、パソコンなどでの学習、または、仕事（報酬を伴う仕事と報酬を伴わない仕事）を主な目的とした活動を行いましたか？行ったことのある活動の具体的な内容、場所、活動（参加）を共にした人、および、その頻度または回数について、下の例を参考にお答えください。」

例

活動内容	場所	活動（参加）を共にした人	頻度または回数
例）絵を描く	プレイルーム	作業療法士、他の入所者	2週間に1回
例）軽作業	作業所	支援員、他の通所者	週5回
例）パソコン	学校	学校教諭	週3回
例）触覚遊び	保育室	保育士、他の園児	1週間に1回
例）カラオケ	カラオケルーム	母親	月に1回

質問

「それでは続けて、今お答えいただいた内容に関して、もう少し詳しく質問させていただきます。
それぞれの質問に対して、選択肢の中からあてはまる内容のものを選んでください。」
※行った活動がなかった場合、項目 53～項目 56 はすべて (0) となります。

53. 手の使用や発声を伴う静的レクリエーション／学習／仕事における「もの」の利用

質問

「お答えいただいた活動では、手の使用や発声を伴う静的レクリエーション／学習／仕事を行うためにどのようなものを利用していましたか？

そのものは一般的なものでしたか？

それとも、ご本人に特別に合わせたものでしたか？

次の A～C のうち、あてはまることすべてに○をつけてください。また、(3)～(0)に示されている内容からあてはまるものを1つ選んで採点して下さい。」

- A. 一般的にあるものを他の人と同じように利用していた
- B. 一般的にあるものを利用していましたが、そのものにはご本人に合わせた特別な加工や設定等の工夫が施されており、それを利用していた
- C. 一般的なものではない特別なものや福祉用具を利用していた

(3) A～C のうち、A が最も頻度が高かった

(2) A～C のうち、B が最も頻度が高かった

(1) A～C のうち、C が最も頻度が高かった

(0) A～C のいずれのものも利用していなかった (行った活動がなかった)

※手の使用や発声を伴うレクリエーション／学習／仕事を行うために活動中に利用した「もの」を評価対象とする。

※「特別な加工や設定等の工夫」とは、手の使用や発声を伴うレクリエーション／学習／仕事により行いやすいように、その人の障害を軽減したり、代償したりするために行われる様々な加工や工夫である。

54. 手の使用や発声を伴う静的レクリエーション／学習／仕事における「人」との関わり

質問

「お答えいただいた活動では、どのような人との関わりがありましたか？

次の A～C のうち、あてはまる項目すべてに○をつけてください。また、(3)～(0)に示されている内容からあてはまるものを1つ選んで採点して下さい。」

- A. 家族や親族との関わりがあった
- B. 家族や親族以外の支援者や専門職との関わりがあった
- C. 友人や知人など、家族や支援者、専門職以外の人との関わりがあった

(3) A～C のすべてに○がついている

(2) A～C のうち、2 つに○がついている

- (1) A~Cのうち、1つに○がついている
(0) A~Cのすべてに○がついていない(行った活動がなかった)

55. 手の使用や発声を伴う静的レクリエーション/学習/仕事における「本人の好みや意思」

質問

「その活動はご本人の好きな、または、ご本人の意思に基づいた活動でしたか？
次の(3)~(0)に示されている内容からあてはまるものを1つ選んで採点して下さい。」

- (3) 本人の好きな、または、本人の意思に基づく活動が3つ以上あった
(2) 本人の好きな、または、本人の意思に基づく活動が2つあった
(1) 本人の好きな、または、本人の意思に基づく活動が1つあった
(0) 本人の好きな、または、本人の意思に基づく活動がなかった、または、それを把握することが困難であった、
または、行った活動がなかった

56. 手の使用や発声を伴うレクリエーション/学習/仕事における「場所」

質問

「その活動はどここの場所で行っていましたか？
次のA~Cのうち、あてはまる項目すべてに○をつけてください。また、(3)~(0)に示されている内容からあてはまるものを1つ選んで採点して下さい。」

- A. 住まいの場(家庭/入所施設など)
B. 住まいの近隣・よく知る人の家・日中活動の場(近くの公園/親戚や友人の家/通所施設/学校/保育所など)
C. 商業・娯楽・文化・運動・娯楽・宿泊・観光等の施設(レストラン/ショッピングセンター/映画館/美術館/スポーツセンター/水族館/テーマパーク/カラオケ/図書館/ホテル/民宿など)

- (3) A~Cのすべてに○がついている
(2) A~Cのうち、2つに○がついている
(1) A~Cのうち、1つに○がついている
(0) A~Cのすべてに○がついていない(行った活動がなかった)

※「住まい」とは、その人が生活する家屋または入所施設とする。ただし、入所施設(旧重症心身障害児施設を含む)の場合、住まいの場と日中活動の場が明確に分かれていれば、AとBのいずれにも当てはまる。

C. 体を動かすレクリエーション/スポーツ

質問

「最近の4か月の間で、体を動かすレクリエーション/スポーツ(全身的な揺れ・加速・回転・傾き・振動・圧迫、および、バランスや四肢の運動などを伴う活動)を主な目的とした活動を行いましたか？行ったことのある活

動の具体的な内容、場所、活動（参加）を共にした人、および、その頻度または回数について、下の例を参考にお答えください。」

例

活動内容	場所	活動（参加）を共にした人	頻度または回数
例）ボッチャ	スポーツセンター	理学療法士、他のクラブメンバー	2週間に1回
例）トランポリン	保育室	保育士、他の園児	週1回
例）水泳	公共のプール	ガイドヘルパー、プールのインストラクター、他の利用者	3回
例）歩行器歩行	病棟	理学療法士または介護福祉士	週1回
例）運動会	園庭	家族、介護福祉士、看護師、他の入所者、その他	1回

質問

「それでは続けて、今お答えいただいた内容に関して、もう少し詳しく質問させていただきます。それぞれの質問に対して、選択肢の中からあてはまる内容のものを選んでください。」
 ※行った活動がなかった場合、項目 57～項目 60 はすべて（0）となります。

57. 体を動かすレクリエーション／スポーツにおける「もの」の利用

質問

「お答えいただいた活動では、体を動かすレクリエーション／スポーツを行うためにどのようなものを利用していましたか？
 そのものは一般的なものでしたか？
 それとも、ご本人に特別に合わせたものでしたか？
 次の A～C のうち、あてはまることすべてに○をつけてください。また、(3)～(0)に示されている内容からあてはまるものを1つ選んで採点して下さい。」

- A. 一般的にあるものを他の人と同じように利用していた
- B. 一般的にあるものを利用していたが、そのものにはご本人に合わせた特別な加工や設定等の工夫が施されており、それを利用していた
- C. 一般的なものではない特別なものや福祉用具を利用していた

- (3) A～Cのうち、Aが最も頻度が高かった
- (2) A～Cのうち、Bが最も頻度が高かった
- (1) A～Cのうち、Cが最も頻度が高かった
- (0) A～Cのいずれのものも利用していなかった（行った活動がなかった）

※体を動かすレクリエーション／スポーツを行うために活動中に利用した「もの」を評価対象とする。

※「特別な加工や設定等の工夫」とは、体を動かすレクリエーション／スポーツがより行いやすいように、その人の障害を軽減したり、代償したりするために行われる様々な加工や工夫である。

58. 体を動かすレクリエーション／スポーツにおける「人」との関わり

質問

「お答えいただいた活動では、どのような人との関わりがありましたか？

次のA～Cのうち、あてはまる項目すべてに○をつけてください。また、(3)～(0)に示されている内容からあてはまるものを1つ選んで採点して下さい。」

- A. 家族や親族との関わりがあった
- B. 家族や親族以外の支援者や専門職との関わりがあった
- C. 友人や知人など、家族や支援者、専門職以外の人との関わりがあった

(3) A～Cのすべてに○がついている

(2) A～Cのうち、2つに○がついている

(1) A～Cのうち、1つに○がついている

(0) A～Cのすべてに○がついていない（行った活動がなかった）

59. 体を動かすレクリエーション／スポーツにおける「本人の好みや意思」

質問

「その活動はご本人の好きな、または、ご本人の意思に基づいた活動でしたか？

次の(3)～(0)に示されている内容からあてはまるものを1つ選んで採点して下さい。」

(3) 本人の好きな、または、本人の意思に基づく活動が3つ以上あった

(2) 本人の好きな、または、本人の意思に基づく活動が2つあった

(1) 本人の好きな、または、本人の意思に基づく活動が1つあった

(0) 本人の好きな、または、本人の意思に基づく活動がなかった、または、それを把握することが困難であった、または、行った活動がなかった

60. 体を動かすレクリエーション／スポーツにおける「場所」

質問

「その活動はどこで行って行っていましたか？

次のA～Cのうち、あてはまる項目すべてに○をつけてください。また、(3)～(0)に示されている内容からあてはまるものを1つ選んで採点して下さい。」

A. 住まいの場（家庭／入所施設など）

B. 住まいの近隣・よく知る人の家・日中活動の場（近くの公園／親戚や友人の家／通所施設／学校／保育所など）

C. 商業・娯楽・文化・運動・娯楽・宿泊・観光等の施設（レストラン／ショッピングセンター／映画館／美術館／スポーツセンター／水族館／テーマパーク／カラオケ／図書館／ホテル／民宿など）

- (3) A～C のすべてに○がついている
- (2) A～C のうち、2 つに○がついている
- (1) A～C のうち、1 つに○がついている
- (0) A～C のすべてに○がついていない（行った活動がなかった）

※「住まい」とは、その人が生活する家屋または入所施設とする。ただし、入所施設（旧重症心身障害児施設を含む）の場合、住まいの場と日中活動の場が明確に分かれていれば、A と B のいずれにも当てはまる。

D. 社交

質問

「最近の 4 か月の間で、社交の場への参加や人との交流はどのくらいありましたか？社交の場への参加または人と交流した具体的な内容、場所、活動（参加）を共にした人または交流の相手、および、その頻度または回数について、下の例を参考にお答えください。」

例

社交の場への参加または、人との交流の内容	場所	活動（参加）を共にした人または、交流の相手	頻度または回数
例) 結婚披露宴	結婚式場	家族・親族・よく知らない人	1 回
例) 手紙（またはメール）	自分の部屋	卒業した学校の先生	2 回
例) 訪問	友人の家	家族・友人・友人の家族	月 1 回
例) スヌーズレン	スヌーズレンルーム	介護福祉士、他の入所者	2 週間に 1 回
例) お茶会	病棟の食堂	介護福祉士、他の入所者	2 週間に 1 回
例) 面会	病棟	両親	週 1 回

質問

「それでは続けて、今お答えいただいた内容に関して、もう少し詳しく質問させていただきます。それぞれの質問に対して、選択肢の中からあてはまる内容のものを選んでください。」
 ※行った活動がなかった場合、項目 61～項目 64 はすべて（0）となります。

61. 社交における「コミュニケーション手段（表出手段）」の使用

質問

「お答えいただいた活動では、どのようなコミュニケーション手段（表出手段）を使っていましたか？次の①～③のうち、あてはまる数字すべてに○をつけてください。さらにその上で A～C の選択肢の中からあてはまる内容のものを選択してください。」

- A. 通信手段（手紙、電話、インターネット等）の使用
- B. 言語手段（会話、または、言語表出を補助する装置や用具等）の使用
- C. 非言語手段（ジェスチャー、シンボル、サイン、写真、発声、視線、表情等）の使用

- (3) A～Cのすべてに○がついている
- (2) A～Cのうち、2つに○がついている
- (1) A～Cのうち、1つに○がついている
- (0) A～Cのすべてに○がついていない(行った活動がなかった)

62. 社交における「人」との関わり

質問

「お答えいただいた活動では、どのような人との関わりがありましたか？

次のA～Cのうち、あてはまる項目すべてに○をつけてください。また、(3)～(0)に示されている内容からあてはまるものを1つ選んで採点して下さい。」

- A. 家族や親族との関わりがあった
- B. 家族や親族以外の支援者や専門職との関わりがあった
- C. 友人や知人など、家族や支援者、専門職以外の人との関わりがあった

- (3) A～Cのすべてに○がついている
- (2) A～Cのうち、2つに○がついている
- (1) A～Cのうち、1つに○がついている
- (0) A～Cのすべてに○がついていない(行った活動がなかった)

63. 社交における「本人の好みや意思」

質問

「その活動はご本人の好きな、または、ご本人の意思に基づいた活動でしたか？

次の(3)～(0)に示されている内容からあてはまるものを1つ選んで採点して下さい。」

- (3) 本人の好きな、または、本人の意思に基づく活動が3つ以上あった
- (2) 本人の好きな、または、本人の意思に基づく活動が2つあった
- (1) 本人の好きな、または、本人の意思に基づく活動が1つあった
- (0) 本人の好きな、または、本人の意思に基づく活動がなかった、または、それを把握することが困難であった、または、行った活動がなかった

64. 社交における「場所」

質問

「どのような場所で人との交流がありましたか？

次のA～Cのうち、あてはまる項目すべてに○をつけてください。また、(3)～(0)に示されている内容からあてはまるものを1つ選んで採点して下さい。」

- A. 住まいの場（家庭／入所施設など）
- B. 住まいの近隣・よく知る人の家・日中活動の場（近くの公園／親戚や友人の家／通所施設／学校／保育所など）
- C. 商業・娯楽・文化・運動・娯楽・宿泊・観光等の施設（レストラン／ショッピングセンター／映画館／美術館／スポーツセンター／水族館／テーマパーク／カラオケ／図書館／ホテル／民宿など）

- (3) A～Cのすべてに○がついている
- (2) A～Cのうち、2つに○がついている
- (1) A～Cのうち、1つに○がついている
- (0) A～Cのすべてに○がついていない（行った活動がなかった）

※「住まい」とは、その人が生活する家屋または入所施設とする。ただし、入所施設（旧重症心身障害児施設を含む）の場合、住まいの場と日中活動の場が明確に分かれていれば、AとBのいずれにも当てはまる。